
資料 1
熱中症対策実行計画の改定について

熱中症対策実行計画の改定に向けて

1. 熱中症対策実行計画とは

- 令和5年5月30日に閣議決定。気候変動適応法第16条に定める計画であり、熱中症対策の集中的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。
- 中期的な目標（2030年）として、熱中症による死亡者数が、現状（※1）から半減することを目指す。
- 見直しの時期については、「気候変動適応計画（※2）と併せて令和8年度目途に見直すこととし、その後はおおむね5年ごとに見直す」こととされている。

※1：5年移動平均死亡者数を使用。計画策定時に入手可能であった令和4年における5年移動平均死亡者数は1,295名。

※2：気候変動適応法第7条に定める計画であり、5年ごとに見直すこととされている。

今般、本計画を令和8年度に見直すこととする。

2. 熱中症対策実行計画の改定に当たっての論点（案）

（1）目標のあり方について

現行計画においては、「中期的な目標（2030年）として、熱中症死亡者数（5年移動平均死亡者数）について、現状から半減することを目指す」としているが、次期計画における目標はどのようにあるべきか（目標年、指標の内容や目指す数値など）。

（2）関係省庁の役割分担と連携のあり方について

目標の達成に向け関係省庁がそれぞれ、または連携して、どのような熱中症対策に取り組むべきか。

（3）自治体、産業界等の関係主体の取組の促進・支援について

自治体における熱中症対策の取組をどのように促進すべきか。
産業界等その他の主体における取組をどのように促進すべきか。

（4）熱中症警戒アラート等の情報発信のあり方について

現在の熱中症警戒アラートの情報発信・活用のされ方は適切か。
熱中症予防行動と行動の制限とのバランスをどのようにとるべきか。

（5）その他

3. 小委での議論スケジュール（案）

第1回（4月23日）	（1）目標のあり方について ヒアリング（国立社会保障・人口問題研究所 井上研究員） （2）関係省庁の役割分担と連携のあり方について ヒアリング（消防庁・文科省・スポーツ庁・厚労省・農水省・国交省）
第2回（8月頃）	（3）自治体、産業界等の関係主体の取組の促進・支援について ヒアリング（市町村） （4）熱中症警戒アラート等の情報発信のあり方について
第3回（10月頃）	（5）その他
第4回（12月頃）	計画改定の方角性のとりまとめ

目 標

中期的な目標（2030年）として、**熱中症による死亡者数が、現状（※）から半減**することを目指す。

（※ 5年移動平均死亡者数を使用、令和4年（概数）における5年移動平均は1,295名）

計画期間

おおむね
5年間

推進体制

熱中症対策推進会議（議長：環境大臣、構成員：関係府省庁の局長級）において、計画の実施状況確認・検証・改善、及び新たな施策を検討するとともに、極端な高温の発生時の政府一体的な体制を構築する。

関係者の
基本的役割

国：集中的かつ計画的な熱中症対策の推進、関係府省庁間及び地方公共団体等との連携強化、熱中症と予防行動に関する理解の醸成

地方公共団体：庁内体制を整備しつつ、主体的な熱中症対策を推進

事業者：消費者等の熱中症予防につながる事業活動の実施、労働者の熱中症対策

国民：自発的な熱中症予防行動や、周囲への呼びかけ、相互の助け合いの実施

熱中症対策の具体的な施策

1. 命と健康を守るための普及啓発及び情報提供

- 熱中症予防強化キャンペーンの実施
- シーズン前のエアコン点検・試運転の普及啓発
- 電力需給ひっ迫時等においても、節電にも配慮したエアコンの適切な使用の呼びかけ
- 熱中症警戒情報を発表し、各種ルート、ツールを通じて、国民に広く届け、熱中症予防行動を促す
- 救急搬送人員の取りまとめ、公表

2. 高齢者、子ども等の熱中症弱者のための熱中症対策

- 熱中症対策普及団体や、福祉等関係団体、孤独・孤立対策に取り組む関係団体等を通じた見守り・声かけ強化
- エアコン利用の有効性の周知

3. 管理者がいる場等における熱中症対策

- 【学 校】○危機管理マニュアル等に基づく対応の実施
 - 教室等へのエアコン設置支援
- 【職 場】○暑さ指数を活用した熱中症予防実施
- 【スポーツ】○スポーツ施設のエアコン設置支援
- 【災害発生時】○エアコン未設置の避難所への迅速なエアコンや非常用電源の供給支援
- 【農作業】○農作業安全確認運動を通じた普及啓発

4. 地方公共団体及び地域の関係主体における熱中症対策

- 地方公共団体における体制整備
- 指定暑熱避難施設の指定や暑熱から避けるためエアコンのある施設や場の確保
- 指定暑熱避難施設の確保時における再エネや蓄電池等の活用
- 熱中症対策普及団体の指定等、民間の力を活用した熱中症弱者の見守り・声かけ強化
- 地方公共団体向けの研修会等の実施

5. 産業界との連携

- 消費者等への普及啓発、商品開発への協力依頼

6. 熱中症対策の調査研究の推進

- 高温等に関する情報の提供に向けて、予測技術等の改善

極端な高温発生時の対応

7. 極端な高温の発生への備え

- 地方公共団体内での関係部局間及び対応すべき関係機関の役割の明確化や連携、指定暑熱避難施設の確保や運営等に関する事前の準備を含め、体制整備が進むよう、日頃からの見守り・声かけ体制の活用や災害対策の知見・経験の共有等を通じ、支援
- 熱中症特別警戒情報に関する指針や体制の整備
- 熱中症特別警戒情報の在り方について、救急搬送に関する情報等の活用も含め検討
- 熱中症弱者の特定、所在把握、安否確認、避難誘導や、屋外活動の抑制等、見守り・声かけ体制や災害対策の仕組み等を参考に検討

8. 熱中症特別警戒情報の発表・周知と迅速な対策の実施

- 熱中症特別警戒情報を広く国民に届け、予防行動を呼びかける
- 指定暑熱避難施設の開放・適切な運用の確認
- 地方公共団体における対策の迅速な実施への協力

実行計画の実施と見直し

- 実行計画は、気候変動の状況、熱中症の今後の推移や国民世論の動向等を見据え、**更なる対策の追加や強化について引き続き検討**。極端な高温発生時の推進体制も検討結果に応じ見直し。

- 令和8年度目途に計画を見直す予定。**